

労働に及行(理由の一切を裁止)せ聲明し、異議を

是は極力行ふこと、

教育部 策の了解を上條式より定めらる

申合せ事項

純同盟ニユースを各組合に通信するの便を

紡織労働組合 賃上げ件、故に次の中央

右の案は適當の協議決定を必要とするが故に次の中央

第四回中央委員会

日時 三月一日
場所 東京本部にて
出席者 小村等 吉不新七 中川重吉 大矢省三

四 中 敷 小泉七造 小原源一 望月源治
石山寅吉 光吉悦心 鈴木會長 藤岡主事
麻生久 西尾未廣 上條愛一 赤松克麿
松岡駒吉

午前十時開会、先づ各地方の状勢報告に次ぎ本部各部

の報告をなす。

一 争議部 別子争議の経過及び解決報告をなす。

二 婦人部 幼年婦人労働者の就業禁止運動の報告あり、各地に

於ても出来得る限り請願書をとまとめる事を希望す。

三 國際部 本部は、布哇に於て開催される汎太平洋會議に主催

者より招待を受けたるも、その出席の可否は國際部に

に於て之を充分調査の上、來る中央委員会に提出す

十九